

# 兵庫県公報

令和5年3月31日 金曜日 第17号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

病院局管理規程	ページ
○ 病院局決裁規程等の一部を改正する管理規程 .....	1
病院局告示	
○ 口頭により提供を求めることができる保有個人情報の指定 .....	2

## 病院局管理規程

病院局決裁規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。  
令和5年3月31日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

### 兵庫県病院局管理規程第4号

#### 病院局決裁規程等の一部を改正する管理規程

(病院局決裁規程の一部改正)

第1条 病院局決裁規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第12号中「7級から10級」を「6級から9級」に改め、同項第13号中「6級」を「5級」に改める。

第7条第3号中「6級」を「5級」に改め、同項第4号中「5級」を「4級」に改める。

第8条第2項第5号中「4級」を「3級」に改め、同項第27号中「個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年兵庫県条例第44号)」に、「個人情報取扱事務登録簿」を「個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿」に、「閲覧に供」を「公表」に改める。

(病院局地方機関処務規程の一部改正)

第2条 病院局地方機関処務規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第15号中「個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年兵庫県条例第44号)」に、「個人情報取扱事務登録簿」を「個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿」に、「閲覧に供」を「公表」に改める。

(病院局公文書管理規程の一部改正)

第3条 病院局公文書管理規程(令和2年兵庫県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第11条において」を「以下」に改める。

第8条に次の1項を加える。

2 職員は、法律若しくはこれに基づく命令、条例又は他の管理規程(以下「法令等」という。)の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)により文書を作成することが規定されている場合、文書を電磁的記録により管理することによって事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合その他特別の事情がある場合を除き、原則として、電磁的記録により文書を作成しなければならない。

第15条に次の1項を加える。

4 文書管理者は、法令等の規定において書面等により公文書を保存することが規定されている場合、公文書を電磁的記録により管理することによって事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合その他特別の事情がある場合を除き、原則として、電磁的記録により公文書を保存しなければならない。

第25条中「法律若しくはこれに基づく命令、条例又は他の管理規程(以下この条において「法令等」とい

う。)」を「法令等」に改める。

附 則

この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中病院局決裁規程第6条、第7条及び第8条第2項第5号の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

病 院 局 告 示

口頭により提供を求めることができる保有個人情報の指定を次のように定める。

令和5年3月31日

兵庫県病院事業管理者 杉 村 和 朗

兵庫県病院局告示第1号

口頭により提供を求めることができる保有個人情報の指定

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める管理規程（令和5年兵庫県病院局管理規程第2号）第3条第1項の規定により提供する保有個人情報を次のように定め、令和5年4月1日以後に提供を求められたものから適用する。

提供する保有個人情報の内容		提供する期間	提供する場所
試験等の名称	提供する内容		
県立病院看護師採用試験	総合得点及び順位（不合格者に係るものに限る。）	合格発表の日から1月間	病院局管理課
技能労務職員採用選考	総合ランク（不合格者に係るものに限る。）	同上	同上

附 則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 口頭により開示請求することができる個人情報（平成14年兵庫県病院局告示第2号）は、廃止する。